

未来の自分に宛てた手紙の管理お届け事業 実施要綱

（事業の目的）

第1条 この事業は、西原村立西原中学校の3年生を対象に、卒業記念の一環として「未来の自分（20歳の自分）へ」の手紙を書いていただき、それぞれが、「未来の自分像（目標）」を考へることによって、その目標までの時間を、モチベーションを持ち有意義に過ごすきっかけにすることを目的とする。

（事業内容）

第2条 西原村立西原中学校の3年生に、「未来の自分（20歳の自分）へ」の手紙を書いていただき、西原村社会福祉協議会（地域福祉センターのぎく荘）にて保管・管理し、成人式の際に贈呈及び配布を行う。また、当日配布が出来なかった場合は、後日村教育委員会を通じて郵送を行う。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、西原村社会福祉協議会とする。

（事業の対象者）

第4条 西原村立西原中学校3年生を対象とする。

（事業の経費）

第5条 赤い羽根共同募金の地域配分金の一部を活用して、西原村社会福祉協議会が負担する。

（管理、保管物）

第6条 「未来の自分（20歳の自分）へ」の手紙。原則手紙以外の品物等は対象外とする。

（管理、保管場所）

第7条 西原村地域福祉センターのぎく荘
住 所：熊本県阿蘇郡西原村小森 572 番地
T E L：096-279-4141

（利用申請及び決定）

第8条 この事業を希望する者は、利用申請書（様式第1号）により申請し、申請書をもとに会長が決定し、利用決定通知書（様式第2号）により、申請者代表者に通知するものとする。

（事業の推進）

第9条 この事業の推進にあたっては、村教育委員会、西原中学校、西原中学校PTA、その他関係機関との連携を図り実施する。

（災害等による紛失）

第10条 西原村社会福祉協議会にて保管・管理を行うが、万が一の災害等で消失及び紛失した場合の責任は負わないものとする。

（配布できなかった手紙の処分）

第11条 原則として、成人式当日に配布を行い、配布が出来なかった場合は後日郵送を行うが、郵送先が不明になるなど、郵送が出来なかった場合はその後1年間の保管後に処分するものとする。

（個人情報の保護に関する事項）

第12条 この事業に関係する者は、この事業を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙1）に定める事項を遵守しなければならない。

附 則

この要項は、令和3年5月1日より施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

西原村社会福祉協議会
会長 吉 井 誠 様

未来の自分に宛てた手紙の管理お届け事業利用申請書

(保護者代表)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

(生徒代表)

住 所 _____

氏 名 _____

下記の通り、未来の自分に宛てた手紙の管理お届け事業の利用申請をします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1、事業利用者 | 令和 年度西原中学校3年生 名 |
| 2、保管開始日 | 令和 年 月 日 |
| 3、お届け日 | 令和 年度成人式当日 |
| 4、管理、保管場所 | 社会福祉法人 西原村社会福祉協議会
(西原村地域福祉センターのぎく荘) |

(様式第2号)

令和 年 月 日

保護者代表 様
生徒代表 様

社会福祉法人
西原村社会福祉協議会
会長 吉 井 誠

未来の自分に宛てた手紙の管理お届け事業利用決定通知書

年 月 日付けで利用申請がありました未来の自分に宛てた手紙の管理お届け事業について、下記のとおり利用が決定しましたので、通知します。

記

- | | | |
|-----------|--|---|
| 1、事業利用者 | 令和 年度西原中学校3年生 | 名 |
| 2、保管開始日 | 令和 年 月 日 | |
| 3、お届け日 | 令和 年度成人式当日 | |
| 4、管理、保管場所 | 社会福祉法人 西原村社会福祉協議会
(西原村地域福祉センターのぎく荘) | |